

八頭町老人クラブ連合会八東支部表彰規程

(目 的)

第一条 この規程は、老人クラブの育成及びその運営指導に尽力しその功績が顕著なもの並びにクラブ活動が模範であるものを顕彰し、もって老人クラブの振興と老人福祉の向上に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第二条 表彰は個人表彰と団体表彰とする。

(個人表彰)

第三条 個人表彰は、次の各号に該当する者について行う。ただし資格要件が重複する場合はその功績が大きい者をあてる。

- (1) 連合会長の職に満2年以上在任した者。
- (2) 連合会役員職に満4年以上在任した者。
- (3) 単位クラブ会長の職に満5年以上在任した者。
- (4) 単位クラブ役員及び会員でクラブ活動の強化に特に功績があると認められる者。

(団体表彰)

第四条 団体表彰は、単位クラブ運営よろしくその活動が活発であって、他の模範となるものに対して行う。

(候補者の推薦)

第五条 評議員は、この規定に定める表彰に該当すると認められるものを支部長に推薦するものとする。

(表彰者の決定)

第六条 支部長が推薦書を取りまとめ、理事会の審査を経て表彰者を決定する。

(付則) 本規約は平成17年7月6日より施行する。

本規約は平成29年9月7日一部改正、施行する。